

■ 渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第25号 発行日 平成23年3月2日



渋谷労働基準監督署
署 長

村松 登史

渋谷・世田谷情報労研の会員の皆様には、平素から監督署の行政運営にご理解、ご協力をいただいていますことに厚くお礼申しあげます。

一昨年秋以降の経済危機から、我が国の経済は徐々に持ち直しつつありますが、新規学卒予定者の就職内定率の悪化など厳しい雇用情勢が続いていますし、労働基準行政の分野においても、法定労働条件の履行・確保について顕著な改善傾向が認められません。

とくに、私ども渋谷署管内におきましては、賃金不払いや解雇にかかる労働者からの相談・申告件数、あるいは企業倒産による不払い賃金の立替払いの申請件数は、いずれも本年度に入ってから増加傾向にあり、過去最高の水準になりつつあります。管内の事業場の大半を占める中小・零細規模事業場が、景気回復の流れから取り残され、一部では賃金不払という事態を回避できなくなっているのではないかと懸念されます。行政が迅速、的確な対応を図ることは当然のことであり、当面する最重点課題であると考えていますが、管内事業者の皆様にはコンプライアンスとモラルの維持をお願いしなければなりません。

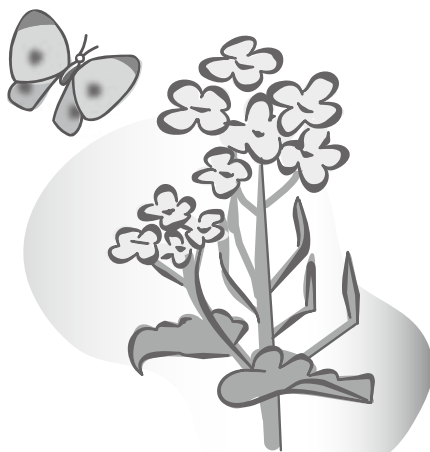
一方、労働災害については、災害統計はご承知のように暦年で集計しており、平成22年の数値はいまだ確定していませんが、新年になって発表された速報値によりますと、平成21

年に比較して相当の増加傾向にあることが確実になっています。当署管内におきましても、死亡災害は5件、前年から2件増加しましたし、休業4日以上之死傷病災害は7%程度の増加を示しています。死傷病災害は、この10年来、毎年650件程度の災害が発生し、「着実な減少傾向にある」とは言えない状況が続いています。

また、長時間・過重労働を背景とする脳や心臓の疾患、精神疾患の労災請求件数が高水準で推移しており、心と体の健康確保が私ども労働基準行政の最重点課題となっていることにもご留意いただきたいと思います。

監督署が当面する行政課題の概要は以上のとおりでございます。皆様のご協力を得て、行政も粘り強く取組を進める決意を申し上げてご挨拶いたします。

最後に、情報労基研の会員事業場の益々のご発展と無事故・無災害を祈念しまして、挨拶とさせていただきます。



会長会社のご挨拶



(株)システム計画研究所
取締役 管理本部長

樋田 薫

当研究会は1983年発足以来、本年で28年を迎えます。

2010年度の活動において他研究会との合同開催を含め3回の研究会活動が継続できたのは、渋谷労働基準監督署様の適切なご指導と、会員の皆様のご支援ご協力の賜と厚く御礼申し上げます。

さて慢性的な円高、アジア圏へのオフショア開発などIT業界も産業構造の変革がすすんでいます。このような中で人事労務担当の皆様は雇用調整、メンタルヘルス、労務管理等、多岐にわたる業務で大変なご苦勞をされていることと思います。

昨年はまず「改正育児・介護休業法の総点検」として東京労働局雇用均等室様に、実務運用上のポイントをわかりやすく解説して頂きまし

た。また当研究会初めての試みとして、品川労働基準監督署様、渋谷労働基準監督署様のご指導のもと、品川情報処理産業労基研究会様との共催で研究会を実施いたしました。研究テーマは、「企業としてのメンタルケアへの取り組み」で、社内での実践的な事例を含め詳しく紹介して頂きました。また、中央情報処理産業労務研究会の労務研究会セミナーにも参加させて頂きました。

最後に、人事労務担当者にとって重要なテーマの一つ「年金」について、専門の講師をお招きし「やさしい年金セミナー」と題した研究会を開催しました。このテーマは引き続き研究会のテーマとして勉強を続けて行く予定です。

今年も当会では労務管理問題の研究を軸に会を開催していきますが、他地区の研究会様とも研究会を通して交流を深めていければと考えております。また渋谷労働基準監督署様のご指導のもと、会員企業の皆様へ引き続き「労働行政の研究の場」をご提供できればと思っております。今後とも皆様方のご支援とご協力の程よろしく願います。

最後になりますが、会員各企業様が一層のご発展を遂げられますことを祈念致します。

主任監督官のご挨拶



渋谷労働基準監督署
第四方面 主任監督官

佐藤 千恵子

「渋谷・世田谷地区」情報産業労働基準研究会の会員事業場の皆様には、日頃より労働基準行政にご理解を賜り、多大なご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、依然として厳しい経済情勢の下で、完全失業率が高水準にあり、不安定な就労形態の者が増加することにより、技術や技能の継承に支障が生ずる企業が見受けられる一方で、仕事や生活に対する不安や不満のもと働くことの充実感が得にくいと感じている労働者が増えています。

このような厳しい雇用情勢を反映して、渋谷労働基準監督署管内では、申告や労働相談がさらに増加しており、平成22年の申告件数は994件と12%アップ、労働相談件数も2万7千件を超え、昨年度の相談件数を上回っている状況となっております。

また、渋谷労働基準監督署の平成22年死亡災害件数は5件と前年を上回る件数となりました。この死亡災害のうち1件は、長期間の過重労働によるものとなっております。

企業においては、厳しい経済状況の中での経営が続いていることかと思いますが、安定的な労使関係の維持・発展に向けた取り組みのため、法令に関する知識や理解をより深めていただくことをお願いいたします。

今後も貴会の活動がより有効なものとなるよう、引き続き情報を発信していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

渋谷労働基準監督署からのお知らせ

1 ソフトウェア業に対する監督指導の状況

平成20年から22年の3年間に渋谷労働基準監督署管内のソフトウェア業の事業場に対して実施した監督指導の結果は次のとおりでした。

* 監督指導件数

平成20年	平成21年	平成22年
11件	38件	27件

* 労働基準法違反件数

	平成20年	平成21年	平成22年
15条(労働条件明示)	1	3	1
20条(解雇)	2	1	2
24条(賃金不払)	3	17	17
32条(労働時間)	0	5	2
35条(休日)	0	0	0
37条(割増賃金)	4	15	6
89条(就業規則)	1	6	1
108条(賃金台帳)	1	3	0

* 労働安全衛生法違反件数

	平成20年	平成21年	平成22年
10～19条【14条除】 (安全衛生管理体制)	0	4	2
66条(健康診断)	0	4	1
100条(健康診断結果報告)	0	2	1

監督指導は、過去の監督指導の結果、各種の情報、労働災害報告、労働者からの申告等の契機として行っています。違反件数が多い違反内容は、賃金と割増賃金にかかるものとなっています。主要な法違反の状況は次のとおりです。

(1) 労働基準法第15条（労働条件の明示）

* 労働者を雇い入れるときは、賃金・労働時間その他労働条件について書面で明示しなければなりません。

【違反の事例】

- 労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していない。
- 交付しているが、法定事項が不足している。

(2) 労働基準法第20条（解雇）

* 労働者を解雇するときは、30日以上前に解雇を予告しなければなりません。解雇予告をしないで即時に解雇しようとする場合は、解雇と同時に平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払わなければなりません。なお、解雇しようとする日までに30日以上余裕がないときは、解雇を予告したうえで、30日に不足する日数分の解雇予告手当を支払う必要があります。

【違反事例】

- あらかじめ労働基準監督署長の認定を受けていないのに、労働者が悪いからと即時解雇したにもかかわらず解雇予告手当を支払わない。
- 解雇予告手当の計算が間違っているため、解雇予告手当の額が少ない。

(3) 労働基準法第24条（賃金）

* 賃金は、①通貨で、②金額を、③毎月1回以上、④一定の期日に、⑤直接労働者に、支払わなければなりません。

【違反事例】

- 労働者が突然辞めたので賃金を支払っていない。
- 所定労働時間が8時間以内となっているが、所定労働時間を超えて8時間までの労働に対して賃金が払われていない。
- 所得税や健康保険料など法令で定められてあるもののほかに、労使協定がないのに賃金から控除されている。



(5) 労働基準法第35条（休日）

- * 労働者に対して、毎週少なくとも1日か、4週間を通じて4日以上の日を休ませなければなりません。

(6) 労働基準法第37条（割増賃金）

- * 時間外・深夜労働をさせた場合は、1時間当たりの賃金の2割5分以上、法定休日に労働させた場合は、1時間当たりの賃金の3割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。なお、中小企業は当面猶予されていますが、平成22年4月1日から1カ月に60時間を超える時間外労働の割増率は、5割以上となっています。

【違反の事例】

- ・勤務時間を改ざんしている。
- ・割増賃金を毎月定額払いしているが、定額を超えた割増賃金を支払っていない。
- ・裁量労働制を導入していることを理由に、深夜割増賃金を支払っていない。
- ・年棒に含むとされる割増賃金の内訳が明示されていない。
- ・1時間当たりの賃金額を計算するにあたり、参入しなければならない手当額を含めていない。

(7) 労働基準法第89条（就業規則の作成等）

- * 常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成しなければなりません。また、作成した就業規則は、労働者代表の意見を聴き、その意見書を添付して、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- * 就業規則は、①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付ける、②書面で交付する、③磁気テープ、磁気ディスクなどに記録し、労働者が常時閲覧できるようにする（社内LANなどでの閲覧等）のいずれかの方法で周知しなければなりません。

【違反の事例】

- ・就業規則を変更したのに届出を出していない。
- ・正社員以外の労働者（パート・アルバイト）に適用される就業規則がない。
- ・就業規則の内容と実態が違っている。

(8) 労働基準法第108条（賃金台帳）

- * 賃金台帳は、事業場ごとに調製しなければなりません。記入しなければならない事項は法令で定められています。

【違反の事例】

- ・法令で定められている事項が記入されていない。

(9) 労働安全衛生法第10～19条（14条を除く）
（安全衛生管理体制）

- * 一定規模の事業場では、衛生管理者や産業医を選任したり、衛生委員会を設置しなければなりません。

【違反の事例】

- ・常時50名以上の労働者を使用しているのに衛生管理者を選任していない。

(10) 労働安全衛生法第66条（健康診断）

- * 労働者への健康診断は、1年以内ごとに以下の定期健康診断のほかに、雇入れ時の健康診断や、深夜業を含む業務など特定業務従事者の健康診断などがあります。

(11) 労働安全衛生法第100条（報告）

- * 衛生管理者や産業医を選任した時は、選任報告をする必要があります。また、常時使用する労働者が50人以上の事業場で定期健康診断を行った場合は、定期健康診断結果報告書を提出しなければなりません。



2 平成22年渋谷署死亡災害発生状況

【平成22年渋谷署死亡災害発生状況】

渋谷労働基準監督署 平成22年9月30日現在

災害発生年月日	平成22年1月7日
発生時間	13時00分
業種	警備業
職種	警備員
事故の型	その他
起因物	その他
年齢	60代
経験年数	5年以上10年未満
災害の概要	
被災者は発症前の6カ月平均で月80時間を超える時間外労働が認められ、長時間の過重業務により、心筋梗塞を発症し死亡した。	

災害発生年月日	平成22年4月9日
発生時間	15時40分
業種	ビルメンテナンス業
職種	清掃員
事故の型	墜落、転落
起因物	建築物、構築物
年齢	60代
経験年数	1年未満
災害の概要	
14階建てワンルームマンションにおいて、清掃作業員である被災者が14階共用外部廊下（高さ39m）より墜落し死亡したもの。目撃者はいなかったが、14階共用外部廊下の風よけガラスが設置してある箇所に、管理室の折りたたみ椅子と清掃用ウエスがなかったことから、風よけガラスの上部を清掃作業中にバランスを崩し、墜落したものと思われる。	

災害発生年月日	平成22年7月1日
発生時間	9時50分
業種	建設業
職種	板金工
事故の型	墜落、転落
起因物	足場
年齢	60代
経験年数	30年以上
災害の概要	
木造3階建ての新築住宅建築工事において、一側足場上で屋根に雨樋をとりつける作業中、建物の反対側で同様の作業を行っていた労働者が墜落の際の大きな音に気がついて見に行ったところ、被災者が地面に倒れており、病院に運ばれたがまもなく死亡した（足場3層目から約6メートル下の地面まで墜落し、頭部を地面にあったブロックにぶつけたものと推定される）。	

災害発生年月日	平成22年7月30日
発生時間	1時20分
業種	接客娯楽業
職種	マネージャー
事故の型	交通事故（道路）
起因物	乗用車
年齢	30代
経験年数	1年未満
災害の概要	
被災者が同乗していたワゴン車が、前を走行していたトラックを追い越して走行車線に戻った際、トンネルの側壁等に衝突。被災者は車外に投げ出されて死亡した。	

災害発生年月日	平成22年9月9日
発生時間	3時50分
業種	新聞販売業
職種	配達員
事故の型	交通事故（道路）
起因物	トラック
年齢	20代
経験年数	1年未満
災害の概要	
小雨の早朝、濡れないようビニールで一部ずつ梱包された新聞をオートバイの荷台に積載し走行中、新聞が荷崩れを起こし道路上に散乱。その新聞を回収していたところ、大型トラックに轢かれて即死した。	

平成22年は、5件の死亡災害がありました。このうち1件については、長時間の過重労働を原因として発生したものです。

過重労働による健康障害を防ぐために、時間外・休日労働の削減や年次有給休暇の取得促進、また、長時間労働者への医師による面接指導などを実施し、脳・心臓疾患の発症を予防するよう努めてください。



会員会社一覧表（１）

会社名	住所	TEL/FAX
(株)ウェスト	〒108-0074 港区高輪2-15-19 高輪明光ビル8F	TEL.03-6408-6408 FAX.03-6408-6409
(株)NHKメディアテクノロジー	〒150-0047 渋谷区神山町4-14 第3共同ビル3F	TEL.03-3481-7820 FAX.03-3481-7609
(株)ガウス	〒150-0031 渋谷区桜丘町8-9 メイセイビル2F	TEL.03-3780-0541 FAX.03-3780-0545
☆ (株)ギャラクシィ	〒112-0012 文京区大塚5-3-13 小石川アーバンビル	TEL.03-3943-3300 FAX.03-3943-3302
キリンビジネスシステム(株)	〒150-0036 渋谷区南平台町16-28 グラスシティ渋谷	TEL.03-6734-9680 FAX.03-5456-2304
☆ (株)コア	〒154-8552 世田谷区三軒茶屋1-22-3 コアビル	TEL.03-3795-5115 FAX.03-3795-5129
☆ (株)シーイーシー	〒228-8567 神奈川県座間市東原5-1-11	TEL.046-252-4238 FAX.046-251-9229
(株)シー・エス・イー	〒150-0044 渋谷区円山町23-2 アレトウサ渋谷ビル	TEL.03-3463-5632 FAX.03-3463-5907
(株)ジェイアール東日本情報システム	〒151-0053 渋谷区代々木2-2-2 JR東日本本社ビル9F	TEL.03-3299-1258 FAX.03-3378-8317
☆ (株)システム計画研究所	〒150-0031 渋谷区桜丘町2-9 カスヤビル	TEL.03-5489-0211 FAX.03-5489-0215
横河ソリューションズ(株)	〒151-0053 渋谷区代々木3-25-3 あいおい損保新宿ビル	TEL.03-5798-0600 FAX.03-5351-8201
☆ (株)セントラル情報センター	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-16-7	TEL.03-3496-1571 FAX.03-3496-5204
ソニックインフォメーション(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-7 青ビル8F	TEL.03-3406-3701 FAX.03-3400-0688
(株)ソフマックスシステムズ	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-22-9 日本綜合地所渋谷ビル7F	TEL.03-3476-1166 FAX.03-3476-1167
(株)第一コンピューター	〒150-0031 渋谷区桜丘町24-1 橋本ビル8F	TEL.03-3780-0731 FAX.03-3780-1275
(株)第一情報システムズ	〒150-0021 渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル	TEL.03-3462-8282 FAX.03-3462-8252
中央ソフト開発(株)	〒150-0012 渋谷区広尾1-10-5 テック広尾ビル	TEL.03-3473-4880 FAX.03-3473-4847
(株)TSP	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-21-14 渋谷TODビル5F	TEL.03-3477-0711 FAX.03-3770-7050
☆ TDCソフトウェアエンジニアリング(株)	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-33-6	TEL.03-3350-8111 FAX.03-3350-8155
☆ 東京システムズ(株)	〒150-0013 渋谷区恵比寿1-20-8 エビスパルビル	TEL.03-3446-2531 FAX.03-3446-2823
東洋システム開発(株)	〒105-0001 港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル2F	TEL.03-3499-4069 FAX.03-3499-5927
☆ (株)ナック情報センター	〒141-0031 品川区西五反田3-12-13 TKKビル3F	TEL.03-3495-4601 FAX.03-3495-4636
☆ 日本情報産業(株)	150-0002 渋谷区渋谷3-1-4 日本情報産業ビル	TEL.03-3409-9412 FAX.03-3407-8735
☆ (株)ニッポンダイナミックシステムズ	〒154-0015 世田谷区桜新町2-22-3	TEL.03-3439-2001 FAX.03-3439-4811

会員会社一覧表（2）

会社名	住所	TEL/FAX
☆ (株)日本科学技術研修所	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-10-11	TEL.03-5379-2685 FAX.03-5379-1530
(株)日本経営データ・センター	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-11-8	TEL.03-3402-7501 FAX.03-3402-7682
日本テレマティーク(株)	〒151-0061 渋谷区初台1-34-14 初台TNビル4F	TEL.03-5351-1511 FAX.03-5351-1515
(株)ニューメディア総研	〒151-0053 渋谷区代々木3-25-3 あいおい損保新宿ビル15F	TEL.03-3370-7781 FAX.03-3379-5166
農中情報システム(株)	〒196-0021 昭島市武蔵町3-5-3	TEL.042-549-8781 FAX.042-549-8782
(株)ファーストコンピューター	〒150-0042 渋谷区宇田川町12-3 ニュー渋谷コーポラス604	TEL.03-3464-4407 FAX.03-3464-4418
(株)ユー・エス・イー	〒150-0013 渋谷区恵比寿4-22-10	TEL.03-5449-8511 FAX.03-5449-8542
(株)ユーエスエス	〒151-0061 渋谷区初台1-47-3 日本生命初台ビル	TEL.03-3378-8514 FAX.03-3378-8519
リンク情報システム(株)	(株)〒150-0042 渋谷区宇田川町3-14 渋谷セントラルビル	TEL.03-3476-0913 FAX.03-3770-1913

☆は幹事会社

2010年度の主な活動内容

項 目	テーマ等	開催日
定期総会	1. 第28回定期総会 2. 特別講演 「リーダーを支える『論語』入門」 銀座・寺子屋こども論語塾 代表幹事 青柳 浩明 様	3月
研究会	第 80 回研究会 「改正育児・介護休業法 総点検」 ～実務上のポイント～	6月
	第 81 回研究会（品川情報処理産業労基研究会と合同開催） 「企業としてのメンタルケアへの取組み」 ～先進的取り組み事例～	9月
	第 82 回研究会 「実務担当者のための退職時の年金実務セミナー」	1月

2011年度 活動予定

項 目	テーマ等	開催予定
定期総会	1. 第29回定期総会 2. 特別講演 「人を育てる、リーダを育てる ～JR・商社から中小零細まで～」 越 純一郎 様	3月
研究会	1. 第82回研究会 「やさしい年金 ～実務担当者が知っておくべき事(基礎編)～」 OURS 小磯社会保険労務士法人 小磯 優子 様	1月
	2. 第83回研究会 「最新監督事例からみた労働問題の留意点」(案)	6月
	3. 第84回研究会 「やさしい年金 ～実務担当者が知っておくべき事(応用編)～」 OURS 小磯社会保険労務士法人 小磯 優子 様	9月
	4. 第85回研究会 「メンタルヘルス対策 ～現代型うつ病対策～」(案)	12月



第82回研究会

ご入会方法

ご入会に関するお問い合わせは事務局まで

TEL : 03-3439-2001

FAX : 03-3439-4811

mail : SSJrouken@nds-tyo.co.jp

担当 : (株)日本ダイナミックシステムズ
藤本ひとみ

